

市立函館病院高等看護学院経営会議設置要綱

(設置)

第1条 市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）に市立函館病院高等看護学院経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 経営会議は、学院の円滑な経営を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 経営会議は、次の事項について審議する。

- (1) 学院の授業料、入学料および検定料等に関する事項
- (2) 学院の経営に係る重要な規程等の制定改廃に関する事項
- (3) 学院の予算および決算に関する事項
- (4) その他学院の経営に関し学院長が必要と認める事項

(組織等)

第4条 経営会議は、病院局長、病院局管理部長、同部次長、同部経理課長、市立函館病院看護部長、学院長、副学院長、教務課長、主査その他学院長が必要と認めた者をもって組織する。

- 2 委員長は、学院長をもって充てる。
- 3 委員長は、経営会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 経営会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、経営上の重要な問題については、これを経営会議に報告する。
- 4 委員は、議題以外の事項についても、議長の許可を得て、質問または意見を述べることができる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員および外部の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 経営会議の庶務は、教務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

